



自動車運転中の「ながらスマホ」



事故
事例

1

高速道路で、スマホ漫画！

2018年9月10日、関越自動車道で、スマートフォンで漫画を読みながらワゴン車を運転していた男性が、前を走るバイクに追突し、バイクの女性を即死させた。ドライブレコーダーには事故の16秒前からバイクの尾灯が映っていたことから、一瞬の不注意とは異なり、「特に危険で悪質な運転」と判断され、自動車運転処罰法違反の罪で懲役3年(求刑懲役4年)が確定した。



事故
事例

2

横断歩道で小学生がはねられ死亡！



一宮市



2016年10月26日、一宮市で下校途中に横断歩道を渡っていた小学校4年生男児が、「ポケモンGO」を操作していた男性の運転するトラックにはねられ死亡。過失運転致死の罪で禁錮3年(求刑禁錮4年)が確定した。



事故
事例

3

一宮市

高速道路で多重事故！

2017年5月18日、名神高速道路で、スマートフォンに気を取られた男性が運転するトラックに追突された、軽乗用車内の男女2人が死亡。過失致死傷の罪で禁錮3年(求刑禁錮4年)が確定した。



事故
事例

4

西尾市

運転しながら「ポケモンGO」の操作！

2018年4月14日、道路を横断中の女性が、「ポケモンGO」を操作していた女性の運転する乗用車にはねられて死亡。2020年8月26日現在、第2審では、過失運転致死の罪で禁錮1年4か月(求刑禁錮2年)の判決が出ている。

➡「ながらスマホ」の危険性⚡

自動車1秒間で進む距離

時速40km



約11m

時速60km



約17m

時速80km



約22m

時速60kmで走行した場合、2秒間で約33.3mも進みます。その間に歩行者が道路を横断していたり、前の車が渋滞などで停止していた場合、事故を起こしてしまう可能性があります。



スマホ画面の

「ちらっと見」が

大事故に！

「ながらスマホ」などの事故は、**直線道路で多発！**



「直線道路だから大丈夫」「ほんの一瞬だから心配無用」などという甘い考えで、運転中にスマホや携帯電話を操作したり画面を見たりすることは、絶対にやめましょう。

ほんのちよっとだから...

愛知県内で
自転車を利用する
皆様へ



自転車の安全で適正な 利用の促進に関する条例

愛知県では、自転車に係る交通事故を防止するため、2021年3月に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を制定しました。

条例の 基本理念

自転車の安全で適正な利用の促進は、身近な交通手段であり有用な自転車の利用にあたり、車両として道路交通法等の遵守が図られ、歩行者、自転車、自動車等が共に安全に安心して道路を通行できるようにすることが重要であるとの認識の下、社会全体で取り組むこと。

愛知県内で自転車を利用する皆様に、お願いしたいこと

2021年4月1日施行

家庭や学校、企業等での自転車の安全で適正な利用に関する教育・啓発



交通ルールへの遵守・歩行者等への配慮

- 自転車の安全で適正な利用に必要な知識と技能の習得に努める
- 車両の運転者としての責任を自覚し、道路交通法その他の法令を遵守
- 歩行者や他の車両の通行に配慮し、自転車の安全で適正な利用に努める



自転車の定期的な点検・交通事故防止対策等

- 自転車を定期的に点検し、必要な整備を行うよう努める
- 両側面に反射器材を備える等の交通事故防止対策に努める
- 自転車に鍵をかける等の自転車の盗難防止対策に努める

2021年10月1日施行



大人も子供も乗車用ヘルメットを着用 努力義務化!

- 自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努める

2021年4月1日から ヘルメットの購入補助制度 スタート!

詳しくは窓口となるお住いの市町村にお問い合わせください。

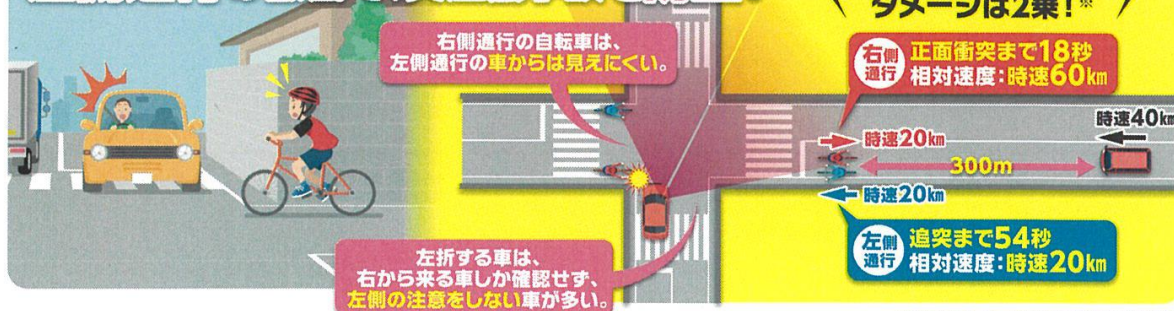


自転車損害賠償責任保険等への加入 義務化!

- 自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない

※自動車保険や火災保険、傷害保険等の特約として付いている場合もあります。まずはご自身やご家族の加入状況を確認しましょう。

左側通行の徹底で、交差点事故を防止!



※運動エネルギーは質量×速度の2乗に比例